

## 10 キャサナル森林病

### (1) 定義

ラビウイルス科ラビウイルス属に属するキャサナル森林病ウイルスによる感染症である。

### (2) 臨床的特徴

自然界では、マダニとげっ歯類を主とする脊椎動物のあいだで感染環が維持されている。ヒトへの感染もマダニの刺咬によって生じる。潜伏期間は3~12日であり、突然の発熱、頭痛、筋肉痛、咳嗽、徐脈、脱水、低血圧、消化器症状、出血などを来たす。約40%に出血性肺水腫がみられ、ときに腎不全も生じる。患者の15~50%では1~3週間寛解が続いた後、再度発熱がみられ、髄膜炎や脳炎を生じて項部硬直、精神障害、振戦、めまいなどを来たす。致死率は3~5%であり、後遺症を残すことはない。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からキャサナル森林病が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、キャサナル森林病患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、キャサナル森林病の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、キャサナル森林病が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、キャサナル森林病により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、キャサナル森林病により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液、髄液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	血液、髄液
IgM抗体の検出	血清、髄液
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

**キヤサナル森林病発生届**

**都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) ( ) -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

<b>1 診断（検査）した者（死体）の類型</b>				
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
<b>2 当該者氏名</b>	<b>3 性別</b>	<b>4 生年月日</b>	<b>5 診断時の年齢（0歳は月齢）</b>	<b>6 当該者職業</b>
	男・女	年 月 日	歳（ か月）	
<b>7 当該者住所</b>				
電話 ( ) -				
<b>8 当該者所在地</b>				
電話 ( ) -				
<b>9 保護者氏名</b>	<b>10 保護者住所</b> (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
	電話 ( ) -			

<b>11 症状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱</li> <li>・頭痛</li> <li>・筋肉痛</li> <li>・咳</li> <li>・徐脈</li> <li>・脱水</li> <li>・低血圧</li> <li>・消化器症状</li> <li>・出血</li> <li>・髄膜炎</li> <li>・脳炎</li> <li>・その他（ ）</li> <li>・なし</li> </ul>	<b>18 感染原因・感染経路・感染地域</b>	
		<p>①感染原因・感染経路（確定・推定）</p> <p>1 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ）</p> <p>2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： ）</p> <p>3 その他（ ）</p>	
<b>12 診断方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離・同定による病原体の検出 検体：血液・髄液・その他（ ）</li> <li>・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：血液・髄液・その他（ ）</li> <li>・IgM抗体の検出 検体：血清・髄液・その他（ ）</li> <li>・ペア血清での中和抗体の検出 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇</li> <li>・その他の方（ ） 検体（ ） 結果（ ）</li> </ul>	<p>②感染地域（確定・推定）</p> <p>1 日本国内（ 都道府県 市区町村）</p> <p>2 国外（ 国 詳細地域）</p>	
<b>13 初診年月日</b>	令和 年 月 日	<b>19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項</b>	
<b>14 診断（検査）年月日</b>	令和 年 月 日		
<b>15 感染したと推定される年月日</b>	令和 年 月 日		
<b>16 発病年月日（※）</b>	令和 年 月 日		
<b>17 死亡年月日（※）</b>	令和 年 月 日		

この届出は診断後直ちに行つてください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17 欄は年齢、年月日を記入すること。)

(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)